# 認定基準等チェック表 (第 | 表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体	2020年7月1日~2022年6月30日					
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	割合が実績判定期	間(注意事	項参	照)におい(5	ック欄	
שוטוש							
					実績 判定期間	j	
経常し	又入金額(②の金額)		Г	①	6,602,292 円		
	-		L		, , ,		
総 収	入 金 額			9	7,092,360円		
国の	補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、	記入不可)		<b>(1)</b>	円 円		
委託	の対価としての収入で国等から支払われるものの金		<b>(</b>	円.			
+++-	等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公 場合の負担金額	共団体が負担すること	ことされて	$\Xi$	F		
資産	の売却収入で臨時的なものの金額			3	円		
遺贈	により受け入れた寄附金等のうち <u>基準</u> 限度超過額に ・原則用)①欄の「( )」)	I (相対値	$\mathfrak{D}$	H			
寄附	者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同 I千円未満のものの額(付表I(相対値基準・原則	<b>(P)</b>	1,403円				
寄附 ©欄	者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額 )	・原則用)	9	488,665円			
休眠	預金等交付金関係助成金(付表I(相対値基準・原	則用)①欄)		$\mathcal{D}$	巴		
差引金額	(Ø-0			$\Box$	6,602,292円	⇒( <u>)</u>	
		=	<u>-</u>			^	
寄附	金等収入金額(⑦の金額)			2	6,133,940 円		
受入寄附				<b>#</b>	5,287,410円	ī	
一	当たり基準限度超過額の合計額(付表Ⅰ(相対値基	準・原則用)①欄)		<b>②</b>		-	
	者の氏名(法人の名称) 等が明らかなもののうち、同 i千円未満のものの額(付表I(相対値基準・原則		でその合計	3	1,403円		
金寄附額 ⑤欄	者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額( )	·原則用)	Đ	488 <b>,</b> 665 円			
休眠	預金等交付金関係助成金(付表Ⅰ(相対値基準・原	則用)①欄)		9	円.		
差引金額	(⊕-∅-⊘-⊕-∅)		<b>Ø</b>	4,797,342 円			
会費収入	(②欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれ	か少ない金額)		$\mathfrak{F}$	— 円	1	
国の補助	金等の金額(②欄の金額を限度とする。)			9	1,336,598円		
合計金額	<b>(</b> ∅+⊕+⊙ <b>)</b>		Ŝ	6,133,940円	⇒2		
						_ ^	
基準とな	3割合 (②÷①)			3	92.9%	)	

#### (注意事項)

・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した 各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。

・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)。

法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 実績判定期間 2020年7月 日~2022年6月30日

#### Ⅰ 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	(4)	5,287,410 円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	®	0円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の 10%相当額((@-®) ×10%))						©	528,741 円							
の額の総額を控除した金額の 10%相当額 ((@-®) ×10%)) 基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の 50%相当額 ((@-®) ×50%))						0	2,643,705 円							

# 2 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

®のうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)		488,665 円
及びその住所が明らかでない寄附金の額	(E)	466,000 円

#### 3 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

				①		2	(3	3)
役員の氏名	役職	į		寄附金額	人、認定物	特定公益増進法 寺定非営利活動 いては®)欄のい い金額	①のうち基準額(①-②)	
			(	) 円	(	) 円	(	) 円
			(	······) 円	(	)	(	) 円
			(	) ) 円	(	······) 円	(	······) 円
			(	) ) 円	(	) 円	(	) 円
			(	)	(	)	(	)
			(	円	(	)	(	円 ) m
			(	)	(	円 )	(	)
役員等からの寄附金の額が 20 上のものの合計額	万円以	Ē		0円		0円	`	0円
①欄以外の同 特定公益増進法 一の者からの 定特定非営利活		©		1,330,000円	ı	,330,000 円		0 円
寄附金の額が   千円以上の   ⑥欄以外の者   ものの合計額		$\oplus$	(	) 3,467,342 円	(	) 3,467,342 円	(	) 0 円
同一の者からの寄附金の額が 未満のものの合計額	同一の者からの寄附金の額が I 千円 未満のものの合計額		(	) I,403 円				
休眠預金等交付金関係助成金	休眠預金等交付金関係助成金(			) 0 円				
合 計 (F)+G+H+①+	-①)		(K)	(  )			© (	) O 円

①~③の各欄の「( )」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください

法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 実績判定期間 2020年7月1日~2022年6月30日

#### ○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名   役職   客附金額   ①機との機のいずれか   少のうち基準限度組織 類 (①-②)   (				①		2	3	
# 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	役員の氏名	役職	寄附金額					
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	なし		(	,		` ,	` '	
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			(		- 4-			
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			(				,	
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					- 4-			
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			(			` ,		
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			(		. – 4 –			
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (					3		円	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			(	,		,	( ) 	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			(		- 4-			
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			Ì	•		円		
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			(					
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					4 -		<u></u>	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (				· ·		` '	· ·	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			(				<u></u>	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				,	3	円	,	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			(	,	,	( ) 四	,	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			(		. – 4 –		×	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				円	3	円	円	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			(					
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					- 4 -		<u></u>	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (								
( ) ( ) ( ) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			(	)	-  -			
田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田			(		3			
( ) ( ) ( ) ( ) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			(	,	4	,	,	
( ) ( ) ( ) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			(		4 -			
円     円     円     円       ( ) ( ) ( ) ( ) 円     円     円       今計(又け小計)     ( ) ( ) ( )							<u></u>	
( ) ( ) ( ) ( ) 円 円 円       A計 (又け小計)     ( ) ( ) ( )			(					
円         円         円           合計(又け小計)         ( ) ( ) ( )		<u> </u> 	(		- 4 -		} <u>-</u>	
							` '	
	人		(	)		( )	( )	
	台計(又は小計) 							

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります(第 | 表付表 | (相対値基準・原則用)記載要領「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20 万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません(第 | 表付表 | (相対値基準・小規模法人用)記載要領「役員の氏名欄」参照))。

# 社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 実績判定期間 2020年7月 1日~2022年6月30日

# Ⅰ 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基    準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判	定
1	社員の会費の額が合理的な基準に より定められている		はい・	いいえ
	社員(役員等を除く。)の数が 20 人 以上である		はい・	いえ

<sup>※</sup> イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

### 2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①
共益的活動の割合(第2表③欄)・・・・・・・・・	2
① から控除する金額 (①×②) ·・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
差 引 金 額(①-③)	4

第1表(相対値基準・原則用) 受欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用) ②欄へ

#### 初宁甘淮华工 - 317 / 1 (笠っま)

	認定基準等チェック表	(第2表)	
法人名	特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体		チェック欄
2 実績判	定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が 50%未満であること	$\circ$
員等相 を得な口 れらの 産の譲 (注意		等である活動(資産の譲渡等のう特定の地域に居住し又は事務所そ 節囲の者である活動(会員等に対 に基づく地域をいいます。	。)、会 ち対価 つの他こ
	の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝 の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を		動
		実績判定期間	]
すへ	ぶての事業活動に係る金額等	① (指標 事業費 ) 5,177,192円	
$\bigcirc \sigma$	)うちイ〜二の活動に係る金額等	② 0円	
1	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	(a)	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象 が会員等である活動に係る金額等	(b)	
	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	
/	1172 1 11 10 10 1172 1 1 1 170 7 0 1120 1 171 0 1170 0	@	
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を 求める活動に係る金額等	(e)	
	合 計 (@+⑤+ⓒ+億+⑥)	<b>①</b>	<b>⇒</b> ②^
基準	≝となる割合 (②÷①)	3	]

# 法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の | 以下であること

- (I) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引 の記

録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

ঘ	^			項	目	役員数	最も人数が 多い「親族 等」のグルー プの人数	割 合 (②÷ ①)	最も人数が多い「特定 の法人の役員又は使用 人である者及びこれら の者の親族等」のグル ープの人数	割 合 (④÷ ①)
区	分					①	2	3	4	⑤
<b>a</b>	2020 20			I 日 <sup>·</sup> 月 30		5人	0人	-%	0人	-%
<b>(b)</b>	202 I 20			I 日 <sup>·</sup> 月 30		6人	0人	-%	0人	-%
©	年	月 ~	日 年	月	日	人	人	%	人	%
@	年	月~	日 年	月	日	人	人	%	人	%
e	年	月 ~	日 年	月	日	人	人	%	人	%
申		請	Ī		時	6人	0人	-%	0人	-%

窟 各欄の人数等は、第3表付表Ⅰ「役員の状況」から転記してください。

 $\Box$ 

各社員の表決権が平等である	(a)	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	(141)	(It)	1415	1415	1415	(tt.)
定款第29条第1項に「各正会員の	(th)	(III)	はい・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(this)
表決権は、平等なるものとする。」	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
と記載。						

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項	目	(a)	<b>(b)</b>	©	<b>d</b>	e	申請時
会計について公認会計 監査を受けている	士又は監査法人の	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
帳簿書類の備付け、取引 類の保存を青色申告法 いる		はいいえ	はいいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ

餓 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

\_

項	目	<u>a</u>	<b>(b)</b>	©	<b>(b)</b>	e	申請時
費途が明らかでない。 偽の記載がある等の?	支出がある、帳簿に虚 下適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体	(a)	<b>ⓑ</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
役 員 数	5人	6人	人	人	人	6人
(I) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	0人	人	人	人	0人

		役	員の	内 訴	2					
						就 任	等(	の状	況	
氏 名	住 所	職名	続柄等	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時	就任・退 任 年月日
多田 実乘		代表 理事		0	0				0	2017 年 I 月 18 日就任
辻田 静香		理事		0	0					2017 年 I 月 18 日就任 2021 年 8 月 II 日退任
萩原 健太		理事		0	0				0	2017 年 8 月 II 日就任
髙松 佑太		理事		0	0				0	2017 年 8 月 II 日就任
木村 公亮		理事			0				0	2021 年 8 月 12 日就任
高橋 大貴		理事							0	2022 年 8月7日 就任
上堀内 信一		監事		0	0				0	2017 年 I 月 18 日就任
(注音車佰)										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法 人 名 特定非営利活動法人兵庫子	ども支援団体		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計王 NPO 法人スタイル	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
現金出納帳	装丁帳簿 会計王 NPO 法人スタイル	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
現金証憑台帳 (支出決定書·収入確認書·交通費精 算書等)	装丁帳簿	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
預金出納帳	会計王 NPO 法人スタイル 預金通帳	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
預金証憑台帳 (支出決定書·収入確認書·交通費精 算書等)	装丁帳簿	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
寄付者名簿	装丁帳簿	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
領収書発行台帳	装丁帳簿	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)
領収書控	複写伝票・バインダー	随時	7年 (2017年法人設 立、7年保存予定)

# (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

(初葉)

# 法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 fxy/欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

項目	(a)	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行 及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持 又はこれに反対する活動	し、有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは 職にある者又は政党を推薦し 持し、又はこれらに反対する?	支有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無

 $\Box$ 

項目	a	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対 する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する 報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等 に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該 資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認め られる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と 当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有·無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業 の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特 定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第 I 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第 I 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/١

項目		実績判定期間
事業費の総額	$\odot$	5,177,192 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	5,177,192 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

① 「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載して ください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料 を添付してください。

=

項目	目						
受入寄附金総額	①	5,287,410円					
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	4,040,592 円					
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	76.4%					

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を 記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

# (注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出 書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

### 法 人 名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注 I)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
なし						

(注2)注 | の①~④の内容を具体的に記述します。

#### ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集	計	期	間		年	月	日~	年	月	日		
---	---	---	---	--	---	---	----	---	---	---	--	--

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
									人														円

#### (注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 I 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

### 法 人 名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

- Ⅰ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (I) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲年	月	渡日	譲	渡	価	格	その他の取引条件等
なし									円	
									円	
									円	
									円	
									円	
									円	
			·						円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸年	月	付 日	対	価	の	額	その他の取引条件等
なし									円	
									円	
									円	
									円	
									円	
									円	
									円	

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(2)	<b>犯数の担併</b>	(施設の利用等を含む。)	
(3)	は粉の佐浜	(他設の利用寺を召む。)	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年 月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 ;	役員の選任そ	の他当法丿	人の財産の	運用及	び事業の	運営に関す	`る事項
-----	--------	-------	-------	-----	------	-------	------

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください	(،
な」。	

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	金	額	支	出	年	月	日	寄	附	の	目	的	等
なし							円											
							円											
							円											
							円											
							円											
							円											
							円											

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 fxy/欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

\h/1-	に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き 同 意
	The state of the s
_ T15	をその事務所において閲覧させることに同意する。
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10
	人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)
イ	② 役員名簿
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 
	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
/\	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 α 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

法人名

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

# 認定基準等チェック表 (第6表)

6	ZWINZMICE OF THE TANK TO ME TO									
及	び役員名簿並びに	定款等を同法第 29	条の規定により所輔	瞎庁に提出している	こと	0				
	特定非営利活動促進 出の有無	注法第 28 条に規定す	る事業報告書等及び	が役員名簿並びに定款	次等の所轄庁への					
	(a) (b) (c) (d) (e)									
	む ・ 無	旬・無	有・無	有・無	有・無					

# 認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

0

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

(a)	Ф	©	<b>@</b>	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注)認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時に記載及び添付する必要があります。

#### 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後   年を超える期										
間が経過していること (										
	事業年度	7月1日 ~	~ 6月30日	設立年月日	2017年1月18日					

- ・法第55条第 | 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第Ⅰ項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 寄附金を充当する予定の事業内容等

法 人 名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
子ども等の 健全育成に 関する事業	<ul><li>① ビーンズテラス</li><li>② 自然・社会教育活動</li><li>③ LINE 相談 (Step Link)</li><li>④ イベント実施</li><li>⑤ 食糧支援等生活支援</li></ul>	①週   回   ②年   回   ③随時   3   回   ⑤随時   ⑤   ⑤   ⑤   ⑤   ⑥   ⑥   ⑥   ⑥   ⑥   ⑥	神 兵庫県内 兵庫県内 兵庫県内	①3名 ②8名 ③3名 ④8名 ⑤5名	①明石·神戸市民約 10名 ③兵庫県民 ④不特庫県民 ⑤兵庫県民 ⑥兵庫県民	I,I44,I20 円
学習支援に 関する事業	① 学習支援 [かがやき] ② ハイスペース	①週2回②週1回	活動拠点	①15名 ②3名	①小学4年生 ~中学3年生 最大 15 名/ 回 ③高校生	I,482,700 円
情報発信に 関する事業	① 情報発信サイトの運営 ② 情報発信イベント	①随時 ②適宜	WEB 兵庫県内	①2名 ②6名	不特定多数	132,000円
児童虐待防 止に関する 事業	Web 等での啓発活動	随時	WEB	1名	不特定多数	0 円
小児がん・ 難病支援に 関する事業	Web 等での啓発活動	随時	WEB	1名	不特定多数	0 円

# 欠格事由チェック表 法人名 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 チェック欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該 $\circ$ 当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を 取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 | 年内に当該認定特定非営 利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日 から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律 に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくな った日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しな い法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税 証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の 添付が必要となります (注3))。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 」 20月のうま 次のいずれかに該坐する老の右無

	<u> </u>	役員のうち、次のいすれかに該当する者の有無	
	1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前	
		年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務	有・無
		を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	
		禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなっ	有・無
		た日から5年を経過しない者の有無	13 724
	/\	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、	
		若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税	有・無
		若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終	
		わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 	
L	=	暴力団の構成員等の有無	有・無
	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・(いいえ)

定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いえ
国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3	1+11.101.2
年を経過しない法人	12(1)
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等か	
ら交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付	(はい) いいえ
を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不	Watt title
要)	
	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・(いえ)
6	クのいずれかに該当する注人	

6	次のいずれかに該当する法人	
1	暴力団	はい・(いえ)
	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いえ)